

旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第43号

旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例施行規則（平成15年静岡県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
検査項目	検査方法	基準値	検査項目	検査方法	基準値
(略)			(略)		
<u>大腸菌群</u>	(略)		<u>大腸菌</u>	(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則（平成15年静岡県規則第68号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
検査項目	検査方法	基準値	検査項目	検査方法	基準値
(略)			(略)		
<u>大腸菌群</u>	(略)		<u>大腸菌</u>	(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。